



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
3月31日  
号外(6)  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 病院事業庁規程

- ※滋賀県病院事業庁組織規程の一部改正..... 1
- ※滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程の一部改正..... 2
- ※滋賀県病院事業庁事務決裁規程の一部改正..... 2
- ※滋賀県病院事業庁文書管理規程の一部改正..... 3
- ※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正..... 4
- ※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正..... 4
- ※滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程の一部改正..... 5
- ※滋賀県病院事業会計規程の一部改正..... 6

### ○ 病院事業庁告示

- ※滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額の一部改正..... 6
- ※指定代理納付者の指定の廃止..... 6

## 病院事業庁規程

### 滋賀県病院事業庁規程第4号

滋賀県病院事業庁組織規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

第6条第2項第28号を削り、同項中第29号を第28号とし、第30号を第29号とする。

第7条第1項の表中「教育研修センター」を「教育研修センター  
臨床研究センター」に改め、同表研究所の項を削る。

第7条第3項の表教育研修センターの項の次に次のように加える。

臨床研究センター	疾病に関する研究に関すること。
----------	-----------------

第7条第3項の表研究所の項を削る。

第8条第2項の表療育部の項第1号中「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、同項第2号中「児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設」を「児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設」に改める。

第12条第6項の表教育研修センターの部の次に次のように加える。

臨床研究センター	センター長	病院長の命を受け、センターの事務を掌理する。
	上席総括研究員	センター長を助け、センター長が指定する相当高度な研究業務を総括整理する。
	総括研究員	センター長を助け、センター長が指定する研究業務を総括整理する。
	上席専門研究員	センター長が指定する特定の相当高度かつ専門的な研究業務を処理する。
	専門研究員	センター長が指定する特定の専門的な研究業務を処理する。
	副参事	センターの事務のうち、センター長が指定する事務に参画する。
	主任研究員	センター長が指定する研究業務を処理する。
	専門員	センター長が指定する相当高度な業務を処理する。

主任主査	センター長が指定する専門的な業務を処理する。
主査	センター長が指定する業務を処理する。
研究員	研究業務に従事する。
主任技師	困難な技術をつかさどる。
主任看護師	困難な看護業務をつかさどる。
会計年度任用職員	センター長が指定する業務に従事する。

第12条第6項の表研究所の項を削る。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第5号

滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程(平成28年滋賀県病院事業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第3条の表中「薬剤部副部長」および「(薬剤部副部長を除く。)」を削る。

第4条の表中「病院長および研究所長」を「および病院長」に改め、「教育研修センター長」の右に「臨床研究センター長」を加え、「総合病院の手術部副部長および」を「総合病院の感染管理室長、手術部副部長および」に、「感染管理室長、上席専門研究員」を「上席専門研究員」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第6号

滋賀県病院事業庁事務決裁規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第8条第1項の表総合病院の部病院長の項中「(研究所長を除く。)」を削り、同部副院長または院長補佐の項中「および研究所長」を削る。

別表第1本庁決裁事項(収支に関する事務を除く。)の表11の部1の項中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下この部において「法」という。)」に改め、同部2の項事項の欄を次のように改める。

2 法第26条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告
----------------------------------------------

別表第1本庁決裁事項(収支に関する事務を除く。)の表11の部3の項事項の欄を次のように改める。

3 法第75条第1項の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第4号)第3条第1項の規定に基づく条例個人情報ファイル簿の作成
-----------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1事務決裁事項(収支に関する事務を除く。)の表11の部3の項の次に次のように加える。

4 法第109条第1項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の作成および同条第2項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の提供				○		
---------------------------------------------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第1本庁決裁事項(収支に関する事務を除く。)の表16の部12の項事項の欄を次のように改める。

12 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条
--------------------------------------------------------------

第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。)の採用および任期の更新ならびに定年前再任用短時間勤務職員(地公法第22条の4の規定により採用された職員をいう。)の採用

別表第1本庁決裁事項(収支に関する事務を除く。)の表17の部中「総長、病院長および研究所長」を「総長および病院長」に改める。

別表第2県立病院決裁事項(収支に関する事務を除く。)の表8の部1の項中「滋賀県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律(以下この部において「法」という。)」に改め、同部2の項事項の欄を次のように改める。

2 法第26条第1項および第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会に対する保有個人情報の漏えい等の報告

別表第2県立病院決裁事項(収支に関する事務を除く。)の表8の部3の項事項の欄を次のように改める。

3 法第75条第1項の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成および滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定に基づく条例個人情報ファイル簿の作成

別表第2県立病院決裁事項(収支に関する事務を除く。)の表8の部3の項の次に次のように加える。

	4 法第109条第1項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の作成および同条第2項の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の提供					○			○					
--	---------------------------------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第7号

滋賀県病院事業庁文書管理規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第9条の2中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

第43条の2第1項第5号中「滋賀県個人情報保護条例第13条第2項」を「個人情報の保護に関する法律第76条第2項」に、「同条例第19条各項」を「同法第82条第1項または第2項」に改める。

付 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年滋賀県条例第6号。以下「整備条例」という。)第1条の規定による廃止前の滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第13条第2項に規定する開示請求があった滋賀県病院事業庁文書管理規程第2条第12号のファイル等に対する改正後の第43条の2第1項第5号の規定の適用については、当該開示請求を同号に規定する開示請求と、旧個人情報保護条例第19条各項(整備条例付則第4項の規定により従

前の例によることとされる場合を含む。)の決定を同号に規定する決定とみなす。

滋賀県病院事業庁規程第8号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。  
令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

第9条第1項中「第6条第2項」を「第6条」に改め、「および第3項」を削り、「ならびに病院事業庁長がこれに相当すると認める感染症」を「(病院事業庁長が定めるものに限る。)」に改め、「以下同じ。)」の右に「または家畜伝染病(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に規定する家畜伝染病をいう。以下同じ。))」を加え、同項第1号中「(救護のための診断を含む。))」を削り、同項第2号中「感染症」の右に「または家畜伝染病」を加え、「(病原体検索作業を含む。))」を「(次号に掲げる作業を除く。))」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 家畜伝染病(病院事業庁長が定めるものに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却もしくは埋却または畜舎等の消毒の作業
- (4) 家畜伝染病にかかっている家畜またはかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業(前号に掲げる作業を除く。)

第9条第2項中「340円」を「次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号、第2号および第4号に掲げる作業 340円
- (2) 前項第3号に掲げる作業 380円(病院事業庁長が定める著しく危険な作業に従事した場合は、760円)

第9条に次の1項を加える。

3 感染症防疫等作業手当については、前2項に定めるものおよび病院事業庁長が別に定めるもののほか、給与条例の適用を受ける職員の例による。

付則第13項(見出しを含む。)中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第14項(見出しを含む。)および付則第15項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

付則第24項および付則第29項中「令和4年10月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

付則第30項(見出しを含む。)および付則第31項(見出しを含む。)中「令和4年10月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

別表第2注中「研究所」を「臨床研究センター」に改める。

別表第5第2項の表3級の項第1号中「研究所」を「臨床研究センター」に改め、同表4級の項を次のように改める。

4級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 臨床研究センターの長の職務</li> <li>(2) 部長の職務</li> <li>(3) 臨床研究センターの極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う専門員の職務</li> </ul>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第5第2項の表5級の項中「研究所の長」を「試験研究機関の極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う臨床研究センターの長」に改める。

別表第6中「判定員」を「心理判定員」に改める。

別表第10中「および薬剤部の副部長」を削る。

付則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第9号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

第23条の2第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業」を「子育て支援時間、第27条第1項に規定する育児部分休業または第28条の2第1項に規定する高齢者部分休業」に、「当該部分休業」を「当該子育て支援時間、育児部分休業または高齢者部分休業」に改める。

第23条の3第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業または介護時間」を「介護時間、第27条第1項に規定する育児部分休業または第28条の2第1項に規定する高齢者部分休業」に、「当該部分休業または介護時間」を「当該介護時間、育児部分休業または高齢者部分休業」に改める。

第28条の2第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 高齢者部分休業の承認は、1日当たり2時間(第22条第1項第5号の規定による特別休暇、第27条第1項に規定する育児部分休業、介護時間または子育て支援時間の承認を受けて勤務しない時間がある場合は、2時間から当該時間を減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間について、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第10号

滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第15号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

別表看護師、歯科衛生士、介護職員および看護助手の部総合病院に所属する者の項数量の欄および小児保健医療センター(療育部)に所属する者の項数量の欄中「2」を「1」に改め、同部その他の者の項中

看護衣(上着)	6	4
ズボン(ワンピースの看護衣を貸与しない場合に限る。)	6	4
靴	2	1
トレーニングウェア(精神医療センターに所属する者に限る。)	2	3

を

看護衣(上着)	6	4
ズボン(ワンピースの看護衣を貸与しない場合に限る。)	6	4
靴	1	1
トレーニングウェア(精神医療センターに所属する者に限る。)	2	3

に改め、同表言語聴覚士の部小児保健医療セン

ター(療育部)に所属する者の項および児童指導員および保育士の部小児保健医療センター(療育部)に所属する者の項中

予防衣	1	2
トレーニングウェア	1	2

を

診療衣	6	4
ズボン	6	4
予防衣	1	2

に改め、同表医療ソーシャルワーカーの部を次の

ように改める。

医療ソーシャルワーカー	総合病院に所属する者	診療衣	3	5
	小児保健医療センター(保健指導部)に所属する者	靴	1	1

付 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に貸与されている被服については、改正後の滋賀県病院事業庁職員被服貸与規程の規定により貸与された被服とみなす。

**滋賀県病院事業庁規程第11号**

滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

目次中「第5条の2」を「第5条」に改める。

第5条の2を削る。

第16条第2項中「指定代理納付者による収納を承認」を「納入義務者が指定納付受託者に納付を委託」に改める。

第65条中「自治法第238条の4第7項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第238条の4第7項」に改める。

第127条第1項中「年2.5パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率」に改め、「とする債権」の右に「(自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権に限る。次条第2項において同じ。)」を加え、「年10.75パーセント)の割合で」を「滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例(昭和25年滋賀県条例第44号)第4条第1項に規定する割合」を乗じて」に改める。

別表第2第1項の表中「1,300円」を「1,400円」に、「27円」を「30円」に、「39円」を「43円」に、「59円」を「64円」に、「71円」を「86円」に、「120円」を「130円」に、「160円」を「170円」に、「270円」を「300円」に、「390円」を「430円」に、「780円」を「860円」に、「13円」を「14円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「650円」を「710円」に改める。

**付 則**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の期間の満了の日までは、なお従前の例による。

**病 院 事 業 庁 告 示****滋賀県病院事業庁告示第3号**

平成21年滋賀県病院事業庁告示第4号(滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

表予防接種の部ジフテリア・百日せき・破傷風混合の項中「6,000円」を「6,100円」に改め、同部ジフテリア・破傷風混合の項中「5,000円」を「5,800円」に改め、同部ヒトパピローマウイルス感染症(9価)の項中「26,200円」を「29,500円」に改め、同部ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎混合の項中「11,500円」を「11,700円」に改める。

**付 則**

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**滋賀県病院事業庁告示第4号**

平成20年滋賀県病院事業庁告示第2号(指定代理納付者の指定)は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義